

# 一般社団法人全国産業人能力開発団体連合会

## 優良講座規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、別に定める「優良講座審査規程」、「講座審査基準」及び「広告営業審査基準」に適合すると認められる講座について、これを一般社団法人全国産業人能力開発団体連合会（以下、「JAD」という。）がJAD優良講座（以下「優良講座」という。）として認定することにより、広く一般に対して、推奨しようとするものである。

### (優良講座)

第2条 優良講座の認定は、教育訓練実施者の申請に基づいて行う。

- 2 審査及び認定の対象となる講座とは、教育訓練施設・カリキュラム・教材・受講料及び講座名称が同一のものをいう。

### (水準の維持・向上)

第3条 優良講座の運営に当たっては、常にその水準の維持向上に努めなければならない。

### (認定の申請)

第4条 優良講座の認定を申請する教育訓練実施者は、「優良講座審査規程」に定める申請書に必要な書類及び資料を添えて、JAD会長に申請しなければならない。

### (認定の審査及び通知)

第5条 優良講座認定の申請があったときは、JAD会長は「優良講座審査規程」、「講座審査基準」及び「広告営業審査基準」の基準に照らし審査し、理事会の承認を得て認定の可否を決定し、申請教育訓練実施者に通知する。

- 2 JAD会長は前項の審査について審査・認定委員会に付託することができる。  
審査・認定委員会は委員会規程に準じる。

### (審査結果の異議)

第6条 審査結果に異議がある場合は、審査結果の通知があった日から起算して30日以内に、JAD会長に対し書面をもって異議の申し立てをすることができる。

(登録及び認定証の発行)

第7条 JAD 会長は、優良講座が認定されたときは、優良講座として登録し、これに対し認定証を発行するものとする。

(有効期間)

第8条 認定の有効期間は、認定があった日から3年とする。

(認定の時期)

第9条 優良講座の認定は、毎年4月と10月に行うものとする。

(認定の更新)

第10条 優良講座の認定を更新しようとするときは、第8条に規定する有効期間2ヵ月前までに第4条の規程に基づいて、申請しなければならない。

認定の審査及び通知、審査結果の異議、認定及び認定証の発行については、第5条から第7条の規程を運用する。

(認定の表示、運用)

第11条 認定された講座は、JAD 優良講座の名称を冠し、優良講座マークを表示することができる。

(講座内容の変更)

第12条 認定を受けた講座の内容を変更しようとするときは、変更3ヵ月前までに変更届出書に必要な書類、資料を添えて JAD 会長に届出なければならない。

(講座の廃止)

第13条 優良講座を廃止しようとするときは、廃止2ヵ月前までに、廃止届に廃止の理由及び廃止後の措置を明確に記載し、JAD 会長に届け出なければならない。

(認定の取消し)

第14条 認定した講座が次のいずれかに該当するに至ったときは、JAD 会長は理事会の決議によって認定を取り消すことができる。

- (1) この規程その他の基準等に違反があると審査・認定委員会が認め、実施した改善勧告に従わないとき。
- (2) JAD の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他取消しすべき正当な事由があるとき。

(認定の喪失)

第15条 前2条の場合のほか、次のいずれかに該当するに至ったときは、その認定を喪失する。

- (1) 審査基本料・審査登録料及び管理料等の履行が2年以上ないとき。
- (2) 申請教育訓練実施者が死亡し、又は解散（倒産を含む）したとき。

(新規の場合の申請手数料及び登録料)

第16条 新規認定の場合における審査基本料及び更新審査登録料は、別表のとおりとし、認定通知後すみやかに納付しなければならない。

(更新の場合の申請手数料及び再登録料)

第17条 認定の更新の場合における更新審査基本料及び更新審査登録料は、別表のとおりとし、納入については、前条の規程による。

(管理料)

第18条 優良認定講座を有する教育訓練実施者は、講座の管理のための費用として、認定のあった日の属する年度の翌年度から管理料を納付しなければならない。

前項の管理料は、別表のとおりとする。管理料は年払いとし請求方法はJAD事務局より請求書を発行する。認定を取り消した場合の返還は行わない。

(改廃)

第19条 この規程の改廃は、理事会の決議をもって行う。

附則

- 1 この規程の施行に関し、必要な事項は別に定める。
- 2 この規程は、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 3 平成26年4月1日より、この規程の別表を改正し、適用するものとする。
- 4 令和元年6月19日より、この規程の別表を改正し、適用するものとする。
- 5 令和元年10月1日より、この規程の別表を改正し、適用するものとする。
- 6 改定後のこの規程は、令和5年9月1日から施行する。

(別表) 優良講座認定に係る料金について

会員区分	審査基本料	更新 審査基本料	審査登録料	更新審査 登録料	管理料 (年間)
正会員	無料	無料	31,400 円	10,500 円	3,200 円
準会員	208,800 円	103,900 円	52,400 円	24,100 円	15,700 円
個人会員 および 一般会員	313,800 円	208,800 円	52,400 円	24,100 円	15,700 円

注1 審査基本料及び更新審査基本料は申請した講座を運営する教育訓練実施者毎に、必要とされる。

注2 審査登録料及び更新審査登録料は申請講座毎に必要とされる。